

(仮称) 門真市立第五中学校区小学校
基本設計等業務委託
募集要項

令和6年10月

門真市

目 次

I	プロポーザル実施要領	1
1	目的.....	1
2	対象業務の概要	4
3	参加者の構成要件.....	5
4	参加資格	6
5	欠格事項	10
6	参加手続等.....	10
7	審査方法等.....	14
8	審査対象除外	14
9	選定結果の通知・公表.....	15
10	契約の締結.....	15
11	その他	16
II	提出書類等	18
表1	募集要項等に関する提出書類.....	18
表2	提案に関する提出書類.....	19

I プロポーザル実施要領

1 目的

この募集要項は、(仮称)門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託(以下「本業務」という。)を行う候補者となる者(以下「受注候補者」という。)を公募型プロポーザルにより選定するため、必要な事項等を定めるものです。

門真市(以下「本市」という。)では、令和3年3月に策定した「門真のめざす教育とこれからの学校づくり実施方針」に基づき、門真市立四宮小学校及び北巢本小学校の改修・建替えに合わせ、四宮小学校と北巢本小学校を統合し、「門真のめざすこれからの学校づくり」に対応した小学校(以下「新小学校」という。)の配置に向け、検討を進めています。

新小学校の整備にあたっては、子どもたちだけではなく、地域、ひいては本市にとって魅力ある学校づくりをめざしています。

その実現に向けて、四宮小学校・北巢本小学校の両校の地域特性等を抽出し、地域ニーズの把握や地域住民等との施設整備・運用の方向性の共有を行いながら、新小学校のあり方について整理を進めているところです。

新小学校の設置に係る事業手法としては、令和6年度から令和8年度にかけて基本設計、実施設計、四宮小学校解体工事実施設計を実施し、令和8年度中に施工者を決定します。また、四宮小学校解体工事は、同年度に着工することとしています。

本業務の受注者には、「門真市立四宮小学校・北巢本小学校統合整備基本計画」の内容を踏まえ、子どもたちや保護者、地域の方、教職員の思いを新小学校の基本・実施設計等に落とし込み、ハード・ソフト両面において質の高い教育施設として具現化していくことを期待しています。そのため、基本設計業務等の履行が完了した後、本業務の受注者と工事監理業務を別途随意契約するものとします。



▲計画地現況図

なお、下記に示す資料は、この募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）です。

- 別冊 1-1 基本設計等業務委託概要書
- 別冊 1-2 基本設計等業務委託要領
- 別冊 2-1 新築工事監理業務概要書
- 別冊 2-2 新築工事監理業務要領
- 別冊 2-3 工事監理区分表
- 別冊 3-1 解体工事監理業務概要書
- 別冊 3-2 解体工事監理業務要領
- 別冊 4 設計与条件書
- 別冊 5 審査基準
- 別冊 6 様式集

2 対象業務の概要

(1) 業務名

(仮称) 門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託

(2) 業務内容

- ① 基本設計業務
- ② 実施設計業務 (積算業務・申請業務)
- ③ 解体設計業務

(別途契約) 工事監理業務

※その他、詳細については「募集要項等」を参照。

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年12月25日まで

(4) 履行期間

ア 基本設計業務：契約締結日から令和7年9月30日まで

イ 実施設計業務：契約締結日から令和8年12月25日まで

ウ 解体設計業務：契約締結日から令和7年9月30日まで

(別途契約) 工事監理業務：令和8年～令和10年を予定

(解体工事監理業務：令和8年～、新築工事監理業務：令和9年～)

※関連事業の進捗に応じて履行期間を変更する可能性があります。

※工事監理業務には設計意図伝達業務を含みます。

(5) 業務スケジュール

	基本設計業務	実施設計業務	解体設計業務
令和7年3月	業務計画書、工程表の提出		業務計画書、工程表の提出
令和7年4月	関係機関・協議先一覧表の提出		
令和7年6月	事前調査報告書、測量調査報告書、地質・土質調査報告書の提出		アスベスト・PCB調査報告書の提出
令和7年8月	基本設計説明書、基本設計図書、概算事業費の提出		
令和7年9月	基本設計成果一式の提出		解体設計成果一式の提出
令和7年10月		業務計画書、工程表、関係機関・協議先一覧表の提出	
令和8年4月		電波障害調査(机上)報告書の提出	
令和8年6月		実施設計説明書、実施設計図書、積算資料の提出	

令和8年8月		実施設計成果一式、確認済証・許認可申請書写しの提出	
令和8年9月から12月		発注事務対応	

※表内の提出物については、主たる提出物を示す。

(6) 建物概要

別冊4「設計と条件書」のとおり

(7) 問合せ先及び提出先

門真市 まちづくり部 公共建築課

〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号

TEL 06(6902)6053

メール tos05@city.kadoma.osaka.jp

件名を【(仮称)門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託】として下さい。

ホームページ <https://www.city.kadoma.osaka.jp/>

(8) 委託料の限度額

業務委託料の限度額:275,072,000円(消費税及び地方消費税は含まず)とします。

なお、内訳は以下のとおりとします。

ア 基本設計業務：71,754,000円

イ 実施設計業務：195,100,000円

ウ 解体設計業務：8,218,000円

なお、工事監理業務の委託料については、業務の成果を踏まえて業務量の積算を行い決定します。

3 参加者の構成要件

本プロポーザルは、単体事業者又は複数の事業者による共同企業体での応募ができるものとします。共同企業体で応募される場合、次の事項に留意することとします。

- ① 共同企業体で応募する場合は、構成する事業者（以下「構成員」という。）において幹事をする者（以下「幹事者」という。）を定め、本市との連絡窓口を務めること。ただし、本業務履行中においては、必要に応じて本市と幹事以外の構成員とで連絡をとる場合がある。
- ② 構成員全てを明らかにし、各事業者の役割分担を明確にすること。
- ③ 共同企業体の幹事者は、企画提案に必要な諸手続きを行うこと。また、契約を締結することになった場合は、幹事者との契約を結ぶものとする。

- ④ 共同企業体により応募する場合の構成員は、単体又は他の共同企業体の構成員として、本プロポーザルに応募することができない。

4 参加資格

本プロポーザルへの参加者（以下「参加者」という。）は基本設計業務、実施設計業務、解体設計業務を履行する単体事業者又は共同企業体とします（当事者から再委託等を受ける予定としている者は該当しません。）。

参加者となる単体事業者は以下の全ての要件を満たすものとします。共同企業体の幹事者は①～⑩の要件を、幹事者以外の構成員は①～⑨の要件を満たすものとします。また、共同企業体の構成員のうち少なくとも1社が⑩の要件を満たすものとします。参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とします。

なお、本業務の契約を締結した者又は資本面（発行済み株式総数の100分の25を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の25を超える出資をしていること。）もしくは人事面（代表者又は役員が代表者又は役員を兼ねていることをいう。）において関連のある事業者は、本市が別途実施する本事業の建設業務の公募に参加することはできません。

(1) 要件

- ① 地方自治法施行令第167条（昭和22年第16号）の4の規定に該当しない者であること。
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。（以下「更生手続開始の申立て」という。））をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- ④ 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成 18 年 12 月 6 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ⑤ 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成 24 年 6 月 1 日施行）に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- ⑥ 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成 18 年 12 月 6 日施行）別表に該当していない者であること。
- ⑦ 法人又はその代表者等が、次に示す者並びに次に示す者と資本面及び人事面で関連している者ではないこと。ただし、審査期間中は下記アの委員名は非公開とする。
 - ア（仮称）門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の委員
 - イ パシフィックコンサルタンツ株式会社（東京都千代田区神田錦町 3 丁目 22 番地）
- ⑧ 令和 6 年度門真市測量・建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に登録されている者。なお、令和 6 年度門真市測量・建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に登録のない場合は、「II 提出書類等 表 1 募集要項等に関する提出書類」の 13～19 を提出すること。
- ⑨ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしている者。
- ⑩ 単体事業者及び共同企業体の幹事者は平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの過去 10 年間に於いて、延べ面積 5,000 ㎡以上の小学校、中学校、小中一貫校、義務教育学校（いずれも公立に限る）の新築、改築、増築に係る設計業務（基本設計業務又は実施設計業務）について元請け（共同企業体によるものである場合は、出資比率 30%以上のものに限る。）として、契約を締結し誠実に履行した実績があること。
- ⑪ 単体事業者及び共同企業体の構成員のうち少なくとも 1 者は平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの過去 10 年間に於いて、延べ面積 5,000 ㎡以上の小学校、中学校、小中一貫校、義務教育学校（いずれも公立に限る）の新築、改築、増築に係る工事監理業務について元請け（共同企業体によるものである場合は、出資比率 30%以上のものに限る。）として、契約を締結し誠実に履行した実績があること。

(2) 配置技術者

参加者は、次の技術者を配置してください。

ア 基本設計業務、実施設計業務、解体設計業務の統括を行う技術者（以下「管理

技術者」という。ここでいう管理技術者は、「建築設計業務委託契約書（平成 10 年 10 月 1 日建設省厚契発第 37 号）」第 15 条の定義と同義である。）

- イ 基本設計業務、実施設計業務、解体設計業務の提出物や成果品の内容についてチェック・レビューする技術者（以下「照査技術者」という。）
- ウ 基本設計業務、実施設計業務、解体設計業務における建築意匠全般の指示及び管理を行う技術者（以下「総合（意匠）担当主任技術者」という。）
- エ 基本設計業務、実施設計業務、解体設計業務における建築構造全般の指示及び管理を行う技術者（以下「構造担当主任技術者」という。）
- オ 基本設計業務、実施設計業務、解体設計業務における電気設備全般の指示及び管理を行う技術者（以下「電気設備担当主任技術者」という。）
- カ 基本設計業務、実施設計業務、解体設計業務における機械設備全般の指示及び管理を行う技術者（以下「機械設備担当主任技術者」という。）

(3) 配置技術者要件

配置技術者は、以下の各要件を満たすものとします。

ア 管理技術者

- (ア) 建築士法に基づく一級建築士の資格を有し、業務期間を通じて従事できること。
- (イ) 平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの過去 10 年間に於いて、延べ面積 5,000 m²以上の小学校、中学校、小中一貫校、義務教育学校（いずれも公立、私立は問わない）の新築、改築、増築に係る設計業務（基本設計業務又は実施設計業務）を誠実に履行した実績があること。

イ 照査技術者

- (ア) 建築士法に基づく一級建築士の資格を有し、業務期間を通じて従事できること。
- (イ) 平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの過去 10 年間に於いて、延べ面積 5,000 m²以上の小学校、中学校、小中一貫校、義務教育学校（いずれも公立、私立は問わない）の新築、改築、増築に係る設計業務（基本設計業務又は実施設計業務）を誠実に履行した実績があること。

ウ 総合（意匠）担当主任技術者

- (ア) 建築士法に基づく一級建築士の資格を有し、業務期間を通じて従事できること。

エ 構造担当主任技術者

- (ア) 建築士法に基づく構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有し、業務

期間を通じて従事できること。

オ 電気設備担当主任技術者・機械設備担当主任技術者

(ア) 建築士法に基づく設備設計一級建築士、一級建築士又は建築設備士の資格を有し、業務期間を通じて従事できること。

※ 工事監理業務開始までに配置を求める技術者

工事監理業務開始までに、次に掲げる各技術者を配置し、本市の承諾を得ること。なお、参加表明書等の提出時での配置は求めない。

(ア) 主任監督員（新築）

① 建築士法に基づく一級建築士の資格を有し、業務期間を通じて従事できること。

② 平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの過去 10 年間において、公共施設の新築、改築、増築に係る工事監理業務を誠実に履行した実績があること。

(イ) 主任監督員（解体）

① 建築士法に基づく一級建築士の資格を有し、業務期間を通じて従事できること。

② 平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの過去 10 年間において、公共施設の新築、改築、増築に係る工事監理業務を誠実に履行した実績があること。

(ウ) 監督員（総合（意匠））（新築）

① 業務期間を通じて従事できること。

(エ) 監督員（電気設備・機械設備）（新築）

① 業務期間を通じて従事できること。

配置技術者の兼務の可否は以下のとおりとします。

- ・管理技術者が、新築及び解体工事監理業務の主任監督員、監督員を兼務することは認めるが、管理技術者が主任技術者（総合（意匠）・構造・電気設備・機械設備）を兼務することは認めない。
- ・各主任技術者が他の主任技術者（総合（意匠）・構造・電気設備・機械設備）を兼務することは認めない。
- ・照査技術者が、他の技術者（新築及び解体工事監理業務の主任監督員、監督員は除く）を兼務することは認めない。

また、管理技術者、総合（意匠）担当主任技術者は単体事業者又は幹事者と参加表明書の提出時点で 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係があることとします。ただし、配置した各主任技術者について、やむを得ない事情が生じた場合は本市と協議の上変更を認めることがあります。

(4) 再委託

本業務においては、業務の一部の再委託を認めます。

技術者は、参加者の組織と雇用関係にあることを原則としますが、基本設計業務等における主任技術者（電気設備・機械設備）および、工事監理業務における監督員（電気設備・機械設備）については、再委託先の主任技術者・監督員が I 4（3）配置技術者要件に掲げる要件を満たしている場合に限り、当該業務の全部を再委託することができます。

なお、参加者は他の参加者の協力事務所（再委託先）になることはできません。

5 欠格事項

次に掲げる行為を行った場合は失格とします。

- ① 提案書その他提出書類の提出期限及び提出方法を遵守しなかった場合並びに提出部数に不足があった場合。
- ② 提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- ③ 提案書等に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。提案書その他提出書類に虚偽の記載をした場合。業務委託料の限度額を超える提案をした場合。
- ④ 1 参加者が複数提案を行った場合。
- ⑤ 1 参加者の構成員が、他の参加者の構成員となった場合。
- ⑥ 構成員を変更した場合。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではない。
- ⑦ 委員会及び本市職員に対して、故意に接触を求める行為を行った場合。
- ⑧ 問合せ先及び提出先である本市の職員から不正にプロポーザル又は選定に係る情報を得ようとし、又は得た場合。
- ⑨ 前⑦、⑧のほか、選定に影響を及ぼすおそれがあると市長が判断する不正な行為を行った場合。
- ⑩ その他委員会が不適格と認める場合。

6 参加手続等

(1) 募集スケジュール（予定）

募集スケジュールについては次のとおりです。

事 項	時 期
公示（募集要項の公表）	令和6年10月29日（火）
現地見学会の参加申込書の提出	令和6年10月29日（火）から 令和6年11月5日（火）まで
現地見学会	令和6年11月7日（木）又は 令和6年11月8日（金）
質問事項の提出	令和6年10月29日（火）から 令和6年11月18日（月）まで

質問事項の回答	令和6年12月4日(水)まで(随時)
参加表明書等の提出	令和6年10月30日(水)から 令和6年12月13日(金)まで
参加資格審査結果の通知	令和6年12月23日(月)
提案書等の提出	令和6年12月24日(火)から 令和7年1月31日(金)まで
プレゼンテーションの実施・最優秀提案の決定	令和7年2月下旬
受注候補者決定・決定結果通知・公表	令和7年3月上旬
契約締結予定	令和7年3月下旬

(2) 現地見学会

(仮称)門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託に係る公募型プロポーザルの実施にあたり、プロポーザルへの参加を検討されている方向けに、既存施設や周辺環境を把握していただくため、現地見学会を開催します。

実施場所	門真市四宮2丁目8-1(建設予定地)
実施日時	令和6年11月7日(木)午後3時00分から又は 令和6年11月8日(金)午後3時00分から
詳細	<ul style="list-style-type: none"> 参加表明の申込には現地見学会への出席は必須ではない。 上記日程のうち、参加希望日を選択すること。 募集要項等の配布は行わないので、各自持参すること。 現地見学会への出席は各者2名までとする。 会場には駐車場を用意していないため、公共交通機関を利用すること。 集合場所等詳細については、参加申込書の提出者に別途連絡する。
参加申込書の提出方法	<ul style="list-style-type: none"> 「現地見学会参加申込書」に記載の上、電子メールに添付して提出すること。 なお、電子メール送信後に本市の問合せ先に対して電話にて送達確認を行うこと。
提出先	上記I2(7)の問合せ先及び提出先
提出期間	令和6年10月29日(火)午前9時00分から 令和6年11月5日(火)午後5時00分必着分まで

(3) 質問事項の提出及び回答

募集要項等に関する質問事項がある場合には、別冊6「様式集」の「質問書」に基づき作成し提出してください。

提出方法	<ul style="list-style-type: none"> 「質問書」に記載の上、電子メールに添付して提出すること。 なお、電子メール送信後に本市の問合せ先に対して電話にて送達確認を行うこと。
提出先	上記I2(7)の問合せ先及び提出先

提出期間	令和6年10月29日（火）午前9時00分から 令和6年11月18日（月）午後5時00分必着分まで
回答予定日	令和6年12月4日（水）まで随時
回答方法	本市ホームページ
備 考	・回答後の再質問には回答しない。

(4) 貸与資料（電子データ）の申請

下記に示す資料については電子データで参加者に貸与する。貸与を希望する場合には、別冊6「様式集」の「電子データ貸与申請書」を作成し提出すること。

貸与場所	I 2 (7)の問合せ先及び提出先
貸与期間	令和6年10月31日（木）午前9時00分から 令和7年1月31日（金）午後5時00分まで
貸与資料	<ul style="list-style-type: none"> ・別冊4「設計と条件書」別紙2 送電線下土地における建築可能範囲の回答について ・別冊4「設計と条件書」別紙3 既存図面
貸与方法	<ul style="list-style-type: none"> ・「電子データ貸与申請書」に記載の上、原本を持参により提出すること。不備がないことを確認できれば、その場で電子媒体により貸与資料を貸与する。 ・貸与資料を閲覧する場合のパスワードは、原本を受領後、電子データ貸与申請書に記載のメールアドレスに追って通知する。
返却方法	<ul style="list-style-type: none"> ・持参又は郵送により、貸与期間の終期までに貸与した電子媒体を本市まで返却すること。 ・郵送の場合は、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のどちらかの方法に限る。 ・I 6 (6)の提案書等の提出を郵送で行う場合には、提案書の封筒に同封することを認める。
備 考	・貸与資料は、提案を行うことを目的に交付するものであり、それ以外の目的で使用することは認めない。

(5) 参加表明書等の提出・参加資格審査結果の通知

別冊6「様式集」の「参加表明書等作成要領」に基づき、II 表1に示す3～19の書類（令和6年度門真市測量・建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に登録されている場合は13～19の提出は不要。）を作成し提出してください。

提出方法	持参又は郵送 ・郵送の場合は配達証明付のものに限る。
提出場所	上記 I 2 (7)の問合せ先及び提出先

提出期間	令和6年10月30日（水）午前9時00分から 令和6年12月13日（金）午後5時00分必着分まで ※土曜、日曜日及び祝日を除く午前9時00分～午後5時00分
参加資格 審査結果の 通知	令和6年12月23日（月）までの間に電子メールにより通知 併せて、通過者には審査名を通知します。
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・期限までに余裕を持って提出すること。 ・本市において書類受付時に書類不備の有無等の確認や事後の連絡は行わない。 ・提出者の責任において、提出書類の欠落・落丁等のチェックを行うこと。 ・参加表明者が5者を超えた場合は、提出書類による一次審査を行い、提案書作成及びプレゼンテーションに参加する5者程度を決定する。 ・持参する場合は、本市の問合せ先に前もって連絡を行うこと。

(6) 提案書等の提出

別冊6「様式集」の「提案書作成要領」及び「設計見積書作成要領」に基づき作成し提出してください。

提出場所	上記I 2 (7)の問合せ先及び提出先
提出期間	令和6年12月24日（火）午前9時00分から 令和7年1月31日（金）午後5時00分必着分まで ※土曜、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日（日）～1月3日（金））を除く午前9時00分～午後5時00分
提出方法	持参又は郵送 ・郵送の場合は配達証明付のものに限る。
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・期限までに余裕を持って提出すること。 ・本市において書類受付時に書類不備の有無等の確認は行わない。 ・提出者の責任において、提出書類の欠落・落丁等のチェックを行うこと。 ・持参する場合は、本市の問合せ先に前もって連絡を行うこと。

(7) プレゼンテーションの実施

提案書類の審査にあたって、参加者によるプレゼンテーションを実施します。日時、場所、プレゼンテーション方法等は、提案書類等の提出後、事前に参加者に通知します。

(8) 参加の辞退

参加表明を行った者で、参加を辞退したい者は、別冊6「様式集」に示された様式11「参加辞退届」を、令和6年12月27日（金）午後5時までに郵送又は持参にて問

合せ先及び提出先まで提出してください。

持参する場合は、提出先に前もって連絡を行ってください。

7 審査方法等

(1) 審査の手順

委員会及び本市により、審査を行います。詳細は、別冊5「審査基準」を参照してください。

ア 参加資格の確認

I 6 (4) 「参加資格審査結果の通知」に必要な参加資格の確認を行う。

イ 一次審査

参加者が5者を超えた場合に、提出された参加表明書等について、別冊5「審査基準」に示す一次審査の審査項目及び配点に基づき、審査を進める。

ウ 基礎的事項の確認

参加者から提出された提案書等について、別冊5「審査基準」に示す基礎的事項に該当していないか確認を行う。

エ 二次審査

委員会において、基礎的事項の確認を得た提案について、別冊5「審査基準」に示す審査項目及び配点に基づき、審査を進める。

(2) 二次審査

ア 提案書類の審査にあたって、参加者によるプレゼンテーションを実施する。日時、場所、プレゼンテーション方法等は、提案書類等の提出後、事前に参加者に通知を行う。

イ 審査後、委員会が最優秀提案及び優秀提案の選定を行う。

ウ 本市は、委員会による最優秀提案及び優秀提案の選定結果を踏まえ、受注候補者と次点候補者を決定する。なお、審査結果に関する質問等への回答は行わないものとする。

エ 別冊5「審査基準」に示す内容に達しない場合（合計得点が配点の50%を下回った場合）は、最優秀提案及び優秀提案の選定は行わないこととする。

8 審査対象除外

本プロポーザルについて、次の条件に該当する場合には、審査対象から除外します。

(1) 本募集要項への違反、又は著しい逸脱が明らかになったとき。

(2) 提案書類が、別冊5「審査基準」に示す、基礎的事項に抵触するとき。

(3) 次に示す者に、本募集に関し自己が有利となるよう働きかけを行ったとき又は働

きかけを行うことを目的に接触を申し込んだことが明らかとなったとき。

ア 委員会の委員

イ 本市職員

(4) 本募集要項の公表後、受注候補者の選定結果の通知日までに、本募集に参加表明を行うこと（又は行った事実）、提案内容等、本募集に係る事項について、参加者自らが広く公衆の目に触れる方法で公表したこと（例：ホームページに公表すること、報道機関等に掲載を依頼すること）が明らかとなったとき。

(5) その他不正行為が認められたとき。

9 選定結果の通知・公表

受注候補者選定後、受注候補者及びプレゼンテーションの参加者全員に選定又は非選定の結果を通知します。また、選定結果通知後すみやかに、下記項目の内容を本市ホームページの「入札・契約情報」にて次の内容を公表します。

ア 受注候補者及びその総合点

イ 次点候補者及びその総合点

ウ 会議録

10 契約の締結

(1) 契約の締結

受注候補者との協議が整った場合は、当該者と I 2 (2) に示す業務のうち、基本設計業務、実施設計業務及び解体設計業務（以下「基本設計業務等」という。）に係る委託契約を締結します。協議が不調となった場合は、次点候補者を交渉権者とします。

基本設計業務等の業務完了後、必要な時期に工事監理業務に係る委託契約を地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 号の規定による随意契約により締結します。なお、基本設計業務等の受注者が共同企業体の場合、工事監理業務の契約は共同企業体と締結することとします。

また、受注候補者が I 5 に示す「欠格事項」及び 8 に示す「審査対象除外」の条件に該当することが明らかになった場合には、契約を締結しません。

(2) 他の契約との関係

基本設計業務等が解除された場合、本市は工事監理業務に係る委託契約を締結しません。

(3) 委託料の支払方法

各業務の委託料については、それぞれ以下の方法により支払う予定です。

基本設計業務 : 完了払い（基本設計業務完了時）

実施設計業務	: 部分払い及び完了払い
解体設計業務	: 完了払い（解体設計業務完了時）

1.1 その他

(1) その他の留意事項

ア 募集要項等の修正等

募集要項等に変更、追加等があった場合は、速やかに本市ホームページで公開します。

イ 本募集の凍結・中止

本市は、天変地異、政策変更等、やむを得ない事情のある場合は、本募集を凍結又は中止する場合があります。

ウ 参加に関する費用

本募集の参加に関する費用は、全て参加者の負担とします。

エ 参加者が1者の場合の対応

本募集に参加申込を行ったものが1者のみの場合でも、審査は実施しますが、別冊5「審査基準」に示す内容に達しない場合（合計得点が配点の50%を下回った場合）は、最優秀提案として選定しません。

オ 提出書類の返却

提出書類は、返却しません。なお、門真市文書管理規程（平成元年門真市訓令第3号）に基づき保存し、保存期間が満了した場合、廃棄します。

カ 提案書等の著作権利用

提出物の著作権は、契約時に協議し決定することとします。なお、本市は、これを審査、門真市議会、報道機関への情報提供及び本市の広報媒体での掲載のために無償で使用するものとします。

ただし、参加者には、参加者固有のノウハウなど外部への報告に適さない情報を除いた提案概要書を提出いただき、参加者が最優秀提案に選定された場合、本資料を使用して議会等への報告を行うことで、著作権の取扱いに留意します。

キ 複数提案の禁止

1参加者につき、提案は一案とします。複数の提案はできません。また、参加者は、他の参加者の協力事務所（再委託先）となることはできません。

ク 情報公開

参加者から提出された資料等については、門真市情報公開条例の対象となり、同条例第7条各号に規定する事項（不開示情報）を除き、公開される場合があります。

ケ 損害賠償規定

提案書作成、提案書提出及びその他これに関連する事項につき、故意又は過失

の如何を問わず、参加者が第三者に損害を生じさせても、本市は一切これを補償しません。

コ 募集要項等の目的外利用の禁止等

本市から提供された募集要項、関連資料等は、本募集の提案書関係書類作成のために利用する以外は利用を認めません。

サ 疑義を生じた場合の措置

提案内容、委託契約について疑義を生じたとき、又はこれらに定めのない事項については、本市と受注候補者とが協議の上、定めるものとします。

シ 管轄の合意

本募集に関する訴訟については、全て大阪地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

(2) 雑則

ア 使用言語等

(ア) 提案の提出に当たっての使用言語は全て日本語、使用単位は計量法（平成4年法律第51号）に規定する計量単位、使用通貨は日本円とする。また、日時については、特に断りのない限り、日本標準時とする。

(イ) 「年」と記載のあるものは暦年を指し、「年度」とあるのは地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条に規定する会計年度とする。

(ウ) 1か月を単位として記載した期間については、暦に従って計算を行う。

(エ) 文章中に法律に関する記載がある場合、日本の国内法を指すものとする。

II 提出書類等

本募集に参加を希望する者は、次の書類を提出してください。

表 1 参加表明書に関する提出書類

	書類の名称	様式	提出部数	
			正	副
1	質問書	様式 1	1 部	-
2	現地見学会参加申込書	様式 2	1 部	-
3	参加表明書	様式 3	1 部	1 部
4	誓約書	様式 4	1 部	1 部
5	暴力団排除誓約書	様式 5	1 部	1 部
6	参加者の概要	様式 6	1 部	1 部
7	共同企業体届出書兼委任状	様式 7	1 部	1 部
8	共同企業体協定書	任意	1 部	1 部
9	再委託調書	様式 8	1 部	1 部
10	業務実績調書	様式 9	1 部	1 部
11	配置予定技術者調書	様式 10	各 1 部	各 1 部
12	参加辞退届	様式 11	1 部	-
13	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） （3ヶ月以内のもの（写し可））	-	1 部	1 部
14	使用印鑑届	様式 12	1 部	1 部
15	委任状（本社・本店以外で契約する場合）	様式 13	1 部	1 部
16	印鑑証明書又は印鑑登録証明書（3ヶ月以内のもの（写し可））	-	1 部	1 部
17	代表者の身分に関する証明 （3ヶ月以内のもの（写し可））※法人の場合は不要	-	1 部	1 部
18	門真市内に本店・支店又は営業所等がある法人の場合は法人市民税、門真市内に住所地がある個人の場合は市・府民税の納税証明書（3か月以内のもの（写し可））	-	1 部	1 部
19	法人の場合は、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（3ヶ月以内のもの（写し可））、個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（3ヶ月以内のもの（写し可））	その 3 又は その 3-1	1 部	1 部

※13～19の書類は、本市の令和6年度門真市測量・建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に登録のない者のみ提出すること。なお、共同企業体で参加する場合は、幹事者が登録されているか、提出すれば可とする。

表2 提案に関する提出書類

	書類の名称	様式	提出部数	
			正	副
1	提案申込書	様式 14	1 部	-
2	提案書表紙	任意	1 部	10 部
3	提案書	様式 15	1 部	10 部
4	設計見積書	任意	1 部	-

表3 貸与資料（電子データ）の申請に関する提出書類

	書類の名称	様式	提出部数	
			正	副
1	電子データ貸与申請書	様式 16	1 部	-